

# 埼玉県石綿対策推進本部環境対策部会運営要領

平成 21 年 12 月 24 日部長決裁

平成 22 年 3 月 30 日課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、埼玉県石綿対策推進本部設置要綱第 5 条第 3 項の規定に基づき、同本部環境対策部会（以下、「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 石綿対策に係る情報収集のうち環境対策に関すること。
- 二 石綿対策に係る方針決定のうち環境対策に関すること。
- 三 石綿対策の総合調整のうち環境対策に関すること。
- 四 その他必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 部会に副部会長を置く。

- 2 副部会長は、大気環境課を所掌する環境部副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは代理する。

(部会)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、及び主宰する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者に対し部会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ会議)

第 5 条 部会長は、第 2 条に規定する所掌事項を審議させるため、部会にワーキンググループ会議を置くことができる。

- 2 ワーキンググループ会議の座長は大気環境課長とする。
- 3 ワーキンググループ会議は、部会を構成する課所の長のうち部会長が指定する者をもって組織する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者に対しワーキンググループ会議への出席を求めることができる。

(会議)

第 6 条 ワーキンググループ会議は、部会長が招集し、座長が主宰する。

(庶務担当課)

第 7 条 部会及びワーキンググループ会議の庶務は、大気環境課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、部会又はワーキンググループ会議の運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長又は座長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。